⑷　医療等分野に用いる識別子（ＩＤ）の実現

医療分野の研究開発を推進していく上では、個人の健康なときから疾病・介護段階までの健康・医療・介護の経年的なデータを、個々人を中心に統合した上で、匿名加工して利活用していくことが重要である。

こうした個人単位での情報の円滑な統合に資する医療等分野に用いる識別子（ＩＤ）について、法施行後当面の間の統合方法との接続に留意しつつ、2020年からの本格運用を目指す。

⑸　情報システムの整備に関する措置

法第７条において、国は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の作成を図るため、情報システムの整備、その普及及び活用の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

健康・医療・介護分野における情報システムの整備について、大規模な医療機関を中心に相当程度普及しているが、小規模な医療機関等、介護事業者や各種健康診査の実施機関を含め、十分には進んでいない。

また、患者等の医療情報の共有や医療機関間の連携を実現するためのＥＨＲ（Electronic Health Record）の取組が全国各地で進められているが、その多くは、中核病院の情報を参加医療機関が閲覧するだけにとどまっており、医療機関の参加や患者の利用率が低い上、出力の違いなどから異なるベンダー間での連携が図られておらず、医療情報の二次利用が難しいといった課題を抱えている。

こうした現状を踏まえ、高い情報セキュリティを確保することを前提として、情報システムの整備、その普及及び活用の促進その他の必要な措置を進める。

医療・介護事業者のネットワーク化については、クラウド化・双方向化等による地域のＥＨＲの高度化を推進するとともに、全国展開を進める。

さらに、一層のデジタル化に向けた機器やシステム等の研究開発の推進を含め、健康・医療・介護現場のデジタル化を推進する。

こうした措置を講じることで、医療・介護事業者が相互に医療情報を閲覧できる仕組みが整備されることにより、医療情報の二次利用の推進にも資すると考えられる。

その際、情報を単にデジタル化し、保存、共有するためだけのシステムではなく、データとしての利活用を含め、健康・医療・介護の質の向上や業務の効率化に資する次世代型のシステムの研究開発を推進する。

⑹　人材の育成に関する措置

認定匿名加工医療情報作成事業者がデータ利活用基盤として適切に機能していくためには、こうした基盤を適切に構築・運営できる人材や、匿名加工医療情報を適切に利活用できる人材の養成・確保が必要である。基盤の構築・運営を担う人材については、医療についての基礎的な知識を有し、医療情報の具体的内容や規格等を理解し、医療分野の研究開発に資する医療情報を適確に収集するとともに、収集した医療情報を安全に管理しつつ、利活用の目的に応じて適切な匿名加工を行うことが求められる。

同時に匿名加工医療情報を利活用した医療分野の研究開発を推進していくためには、産学官の幅広い医療分野の研究開発に従事する者及び現場の医療従事者について、医療情報の利活用により解決すべき研究の課題を適切に設定し、データ基盤構築人材と対話しつつ、適切に匿名加工医療情報を取得・分析できるようにする必要がある。

このため、データ利活用基盤を構築・運営する能力や医療情報を利活用する能力を育成する取組を通して、我が国全体として必要とされる人材を計画的かつ確実に養成・確保する観点から、キャリアパスの在り方の検討、育成の場としての大学や認定匿名加工医療情報作成事業者、学会等の連携を含め、人材の育成を継続・充実させる。

⑺　地方公共団体や保険者との連携に関する措置

地方公共団体や地方独立行政法人、保険者は、医療機関等の設置者や、各種健康診査の実施者でもあり、医療分野の研究開発に資する医療情報を保有していることから、認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供について、その理解を得ていくことが重要である。

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）においても、地方公共団体や独立行政法人、その他の事業者の保有する情報の活用が規定されており、法の趣旨・目的等について、認定匿名加工医療情報作成事業者と連携しつつ、地方公共団体（教育委員会を含む）や地方独立行政法人、保険者の職員に対する研修の実施の支援を含め、その理解と協力を求める。

その際、地方公共団体及び地方独立行政法人の保有する医療情報についても、法第30条の規定に基づき認定匿名加工医療情報作成事業者に対して提供することは、地方公共団体の個人情報の保護に関する条例上も可能であることを地方公共団体及び地方独立行政法人に対して周知する。

同時に、地方公共団体における公衆衛生・医療政策の立案・実施に際しての匿名加工医療情報の積極的な利活用についても助言・情報提供する。

⑻　独立行政法人との連携に関する措置

独立行政法人の中には、医療機関を設置するなど、医療分野の研究開発に資する医療情報を豊富に保有する法人が存在している。こうした独立行政法人が保有する医療情報についても、法第30条の規定に基づき認定匿名加工医療情報作成事業者に対して提供することは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）上も可能であることを含め、法の趣旨と内容について当該独立行政法人に対して周知し、認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供について理解と協力を求める。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）においては、認定匿名加工医療情報作成事業者の事業の運営状況に関する国や認定匿名加工医療情報作成事業者からの情報提供を受けて、医療分野の研究開発の効果的・効率的な推進を図る観点から、医療分野の研究開発に従事する者に対して、研究の内容に応じて、匿名加工医療情報や認定匿名加工医療情報作成事業者の活用について適切に助言や情報提供を行うとともに、健康・医療・介護現場のＩＣＴ化に資する研究を推進する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）において運用される医療情報データベース（ＭＩＤ―ＮＥＴ）については、質的・量的拡充を図る観点から、医薬品の安全対策に活用できることを前提に、認定匿名加工医療情報作成事業者との将来的な連携や協力の在り方について検討する。

⑼　国際的な展開に関する措置

健康・医療・介護に関する国際展開の促進に際して、データの二次利用に向けた医療情報の取扱い、データ標準化等に係る国際標準の確立に向けて取り組むとともに、我が国で先駆けて実現を目指すデータ利活用基盤の構築・運営手法等についても、新興国・途上国等の実情を十分に踏まえつつ、その展開を図る。

３　匿名加工医療情報の作成に用いる医療情報に係る本人の病歴その他の本人の心身の状態を理由とする本人又はその子孫その他の個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないための措置に関する事項

匿名加工医療情報の作成に用いる医療情報は、特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報であって、当該心身の状態を理由とする当該個人又はその子孫に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる情報であることから、こうした不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう、以下の措置を講ずる。